

令和元年度
教育委員会の事務の点検・評価報告書
(平成 30 年度事務事業対象)

令和元年 10 月

南九州市教育委員会

目 次

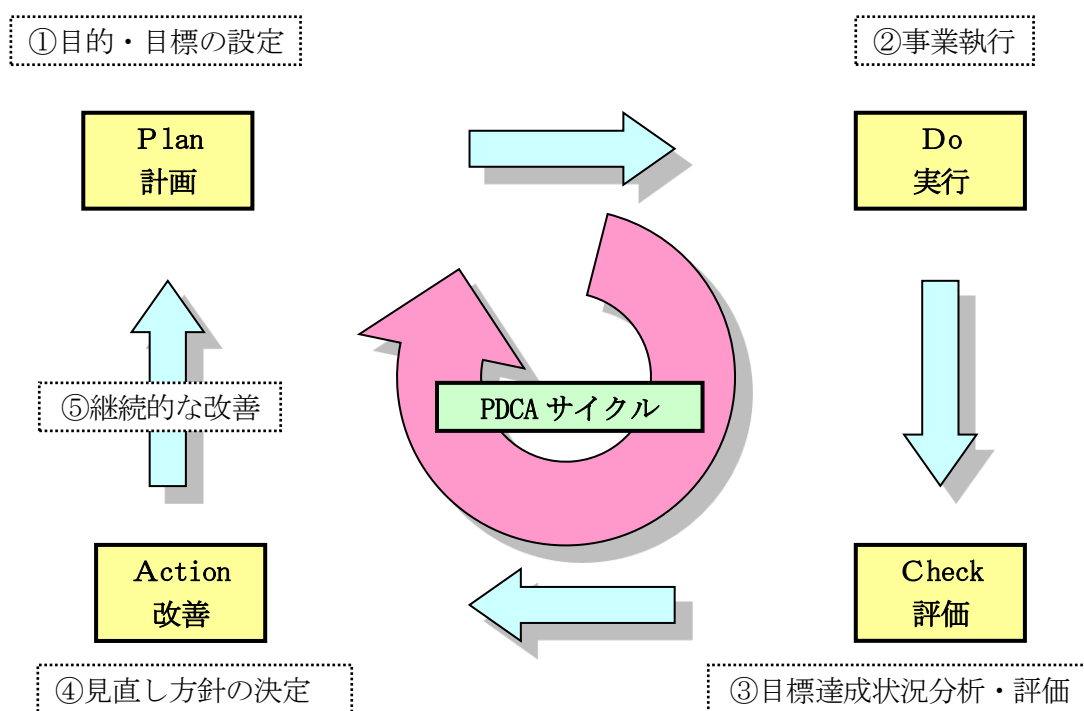
I	教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは	P 1
2	南九州市教育委員会における事務事業評価制度	
3	評価対象事務事業について	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	P 5
1	評価の観点	
2	観点別評価	
3	評価の結果	
III	教育行政評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応	
①	田代小学校・川辺小学校再編協議【教育総務課】	P 7
②	小学校外国語活動の教科化に向けた計画的取組み【学校教育課】	P 12
③	体験活動の充実【社会教育課】	P 16
④	各地区公民館の設備整備と機能充実【中央公民館】	P 20
⑤	各種スポーツ・レクリエーション教室などの開催【保健体育課】	P 25
⑥	学校給食衛生管理基準に適合した効率的な運営【学校給食センター】	P 29
⑦	文化財保護の普及・啓発活動の推進【文化財課】	P 33
	【参考資料】	
○	南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱	P 37
○	南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員	P 38

教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識したうえで、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 南九州市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、南九州市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度の導入を行っているものです。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。

② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

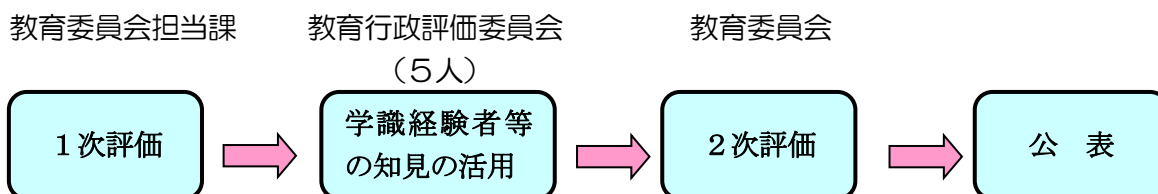
(3) 評価対象事務事業

南九州市総合計画及びそれに基づいた南九州市教育行政重点施策の事務事業等で、前年度から引き続き実施している事業のうち、平成 30 年度に実施した 7 施策 7 事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する 1 次評価と教育委員会全体として総合的に評価する 2 次評価の 2 段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、教育行政評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

令和元年 5 月 28 日	点検・評価の対象テーマの決定（教育委員会）
6 月 5 日	1 次評価の実施（教育委員会）
8 月 8 日	第 1 回教育行政評価委員会（委嘱状交付，対象事業説明）
9 月 6 日	第 2 回教育行政評価委員会（評価委員の意見聴取）
9 月 27 日	第 3 回教育行政評価委員会（意見・提言の取りまとめ）
10 月 15 日	2 次評価の実施（教育委員会）
	第 10 回定例教育委員会での教育委員へ説明
11 月	市長へ報告，議会へ提出，評価結果の公表（市ホームページ）

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や教育行政評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か（ニーズの度合） ・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か（目的妥当性の度合） ・ 市が関与しなければならない事務事業か（公共性・公益性の度合）
効 率 性	・ 投入したコスト（事業費・人件費）に見合った効果が得られているか（費用対効果の度合） ・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか（同じ経費でもっと効率的な方法はないか） ・ 活動量に対してコストの削減余地がないか（コストを下げる工夫はなされているか）
有 効 性	・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか（上位施策に対する貢献度はどの程度か） ・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か（達成度合） ・ 目的を達成するための手段（実施方法）は有効か（手段の有効度合）

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ，公共性・公益性），効率性（費用対効果，コスト削減），有効性（貢献度，目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価（上段：一次評価，下段：二次評価）

重点施策 (事務事業名)	妥当性	効率性	有効性	今後の改革・改善 の方向性
【教育総務課】 適正な学校規模による教育活動の支援 (田代小学校・川辺小学校再編協議)	妥当	効率的	有効	見直しの上で継続
	妥当	効率的	有効	見直しの上で継続
【学校教育課】 外国語教育の充実 (小学校外国語活動の教科化に向けた計画的 取組み)	妥当	効率的	概ね有効	見直しの上で継続
	妥当	効率的	概ね有効	見直しの上で継続
【社会教育課】 心豊かな青少年の育成 (体験活動の充実)	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
【中央公民館】 公民館活動の充実 (各地区公民館の設備整備と機能充実)	妥当	効率的	概ね有効	現状のまま継続
	妥当	効率的	概ね有効	現状のまま継続
【保健体育課】 各種スポーツ大会・スポーツレクリエーション 教室の実施，充実 (各種スポーツ・レクリエーション教室などの開催)	妥当	概ね効率的	有効	現状のまま継続
	妥当	概ね効率的	有効	現状のまま継続
【学校給食センター】 学校給食センターの効率的な運営 (学校給食衛生管理基準に適合した効率的な 運営)	妥当	概ね効率的	有効	現状のまま継続
	妥当	概ね効率的	有効	現状のまま継続
【文化財課】 文化財の保存と活用 (文化財保護の普及・啓発活動の推進)	妥当	効率的	有効	現状のまま継続
	妥当	効率的	有効	現状のまま継続

3 評価対象事務事業について（平成 30 年度事務事業対象）

課 名	重点施策	事 業 項 目 (事務事業名)	頁
教育総務課	適正な学校規模による教育活動の支援	田代小学校・川辺小学校再編協議	P 7 ～
学校教育課	外国語教育の充実	小学校外国語活動の教科化に向けた計画的取組み	P12～
社会教育課	心豊かな青少年の育成	体験活動の充実	P16～
中央公民館	公民館活動の充実	各地区公民館の設備整備と機能充実	P20～
保健体育課	各種スポーツ大会・スポーツレクリエーション教室の実施，充実	各種スポーツ・レクリエーション教室などの開催	P25～
学校給食センター	学校給食センターの効率的な運営	学校給食衛生管理基準に適合した効率的な運営	P29～
文化財課	文化財の保存と活用	文化財保護の普及・啓発活動の推進	P33～

3 評価の結果（今後の改革・改善の方向性・内容を踏まえての評価）

課名	重点施策 (事務事業名)	評価（まとめ、課題等）
教育総務課	適正な学校規模による教育活動の支援 (田代小学校・川辺小学校再編協議)	今後の再編協議においても、児童や保護者への配慮はもちろんのこと、スクールバス運行や学校跡地の利活用など、様々な課題が考えられるが、今回の事務事業内容を十分に精査したうえで、学校・地域・地区公民館等との連携を図りながら、柔軟な対応が出来るよう再編協議を進めていただきたい。
学校教育課	外国語教育の充実 (小学校外国語活動の教科化に向けた計画的取組み)	小学校での外国語科の本格実施へ向けて様々な取組みがなされているようです。これからのグローバル化時代を生き抜く児童らにとって英会話を身に着けることは重要なことかと思われます。今後も英会話活動協力員や外国語指導助手の更なる活用を図るとともに、教員の研修会開催や小中連携により外国語活動及び英語科への更なる取組みをお願いしたい。
社会教育課	心豊かな青少年の育成 (体験活動の充実)	今後の体験活動においても、市民のニーズや必要課題等も念頭に置きながら活動内容の検討や新しい企画等にも積極的に取り組んでいただきたい。 また、この体験活動が、故郷への興味・関心を持つ機会となりうることから関係団体とも連携し、これまで以上に周知・広報を図り、計画的・意図的な事業運営に努めていただきたい。
中央公民館	公民館活動の充実 (各地区公民館の設備整備と機能充実)	地区公民館の整備については、各地区の現状や課題等を考慮しながら、将来の財政負担など多方面からの視点において検討を実施し、適切な施設整備や長寿命化を図り計画性をもって取り組んでいただきたい。 また、公民館講座等においては、開催内容の創意工夫に努め、多世代で親しめる公民館となるよう期待します。
保健体育課	各種スポーツ大会・スポーツレクリエーション教室の実施、充実 (各種スポーツ・レクリエーション教室などの開催)	本事業については、今後も開催時期や開催場所等、参加者の要望も反映させながら、市民の健康づくり・体力づくりの場として継続していただき、スポーツ志向や体力に合わせたスポーツ推進及びスポーツによるまちづくりが図られるよう取り組んでいただきたい。 また、教室開催における広報・周知に努め、多くの市民が参加できるよう各関係課とも連携を図りながら事業運営を進めていただきたい。
学校給食センター	学校給食センターの効率的な運営 (学校給食衛生管理基準に適合した効率的な運営)	安心・安全な給食を提供することは、衛生面はもちものこと厨房機器等の日常的維持管理及び調理配送等の効率的な運営が支えていることがうかがえます。今後もこの取組みを継続し、食材や給食施設の衛生管理・食中毒や異物混入の危機管理体制の充実を図っていただきたい。
文化財課	文化財の保存と活用 (文化財保護の普及・啓発活動の推進)	南九州市には多くの文化財があり、これらの歴史的文化遺産を知り、次世代へ引き継ぐことは重要なことだと考えます。この事業を通じて、文化財保護をはじめ、地域資源としての文化財の活用を図り、多くの学習の場として提供し、文化財を活かした地域づくりの促進に努めていただきたい。

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け					(評価年月:令和元年5月)	
事業項目 (事務事業名)	田代小学校・川辺小学校再編協議				作成部署	教育総務課 総務係
					担当者名	神村 憲二
事業の根拠	☐ 法令	☐ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☒ その他	
根拠法令等の名称	南九州市総合計画(学校教育施設などの整備)				連絡先	内線 4914
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☒ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)					
教育行政上の 位置付け	重点施策	適正な学校規模による教育活動の支援				
	主要事業	交流学习の実施, 児童の安全な通学手段の確保, 閉校記念行事開催				
事業開始年度	平成29年度～平成30年度			事業終了予定年度	平成30年度	
1 事務事業の実施(Do)						
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)					
	・田代小学校と川辺小学校の再編。					
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)					
	・田代小学校と川辺小学校の再編に伴う児童・保護者の不安感の解消や, 通学手段としてのスクールバス運行の安全確保を行い, 学校再編に支障の無いように支援する。					
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)					
	・再編に対する児童・保護者の不安感解消を目的とした田代小学校と川辺小学校の交流を支援。 ・再編に伴う保護者(金銭的)負担の軽減。 ・スクールバスの安全運行を確保しながら保護者の意見を考慮したルートや停留所の設定。 ・田代小学校閉校に対する児童・保護者・地域住民等の思いへの配慮。					
指標	活動指標 (活動評価項目)	・田代小学校と川辺小学校の交流学习のためのバス借上げ。 ・再編に伴い, 新たに準備する学用品購入のための補助金交付。 ・スクールバス運行ルート・停留所の検討と保護者への説明会の実施。 ・田代小学校閉校記念事業に対する補助金の交付。				
	成果指標 (成果評価項目)	・H29～30年度に計5回の交流学习を実施。再編後, 児童たちの精神的動揺や問題は見られない。 ・学用品等購入補助金を14世帯に交付(157,800円)。 ・スクールバスの説明会をH30年度に計4回実施。アンケートも実施し, 保護者・地域の要望等に配慮してルート・停留所を決定。 ・閉校記念事業実行委員会に事業補助金(50万円)を交付。閉校式には約300人が出席。				
今後の活動展開 及び波及効果		交流学习や説明会・アンケートを実施した上でのスクールバス運行により, 再編による問題は見られない。学校跡地を地域の交流(地域イベント等)拠点として開放し, 地域活動維持にも寄与。本年度(令和元年度)再編を控える手養小学校の閉校についても, 今回のケースを参考として取り組みたい。				
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)			令和元年度 (当初予算額 繰越含む)	
	67	align="center">842			なし	

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	田代小学校の再編に関する要望書(H28.11)で, 通学手段の確保や円滑な再編に向けた児童・保護者への十分な配慮と支援を求められ, また, 市立小学校将来のあり方検討委員会からの答申(H31.01)でも, 児童・保護者・地域住民に対する配慮, 通学区域の広がりに対する安全確保が望まれていることから, 市教育委員会の支援・協力が必要と判断。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	円滑な再編業務を進めるため, 補助金・バス借り上げ料等を予算措置した結果, 保護者・地域住民の理解を得た上での閉校・再編に繋がった。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	・再編後, 児童たちの精神的動揺や問題は見られない。 ・スクールバスについては, 問題なく運行している。 ・学校跡地については, 地域活動の拠点として開放すると共に, 地域の協力を得て維持管理しているが, 恒常的な利活用・維持管理方法等については, 今後検討していく必要がある。 ・閉校記念式典開催において, 準備から当日の運営, 片付けなど, 田代小学校閉校記念事業実行委員会と協力して滞りなく実施できた。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 和田 春則	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	田代小学校と川辺小学校の再編については, H30年度で事業終了。本年度(令和元年度)再編を控える手蓑小学校への対応を, 今回のケースを参考に進めていく。
	③改革・改善の内容 本年度(令和元年度)再編を控える手蓑小学校については, 基本的に今回のケースを参考に対応していくが, 地域の実情を考慮した上で, 保護者や地域住民と共に再編業務を進めていく必要があると考える。	
評価委員の意見・提言		別紙のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
田代小学校・川辺小学校再編協議	1 スクールバスについては、問題なく運行しているとあるが、神奈川県川崎市で起きた子ども達に対する事件などを考えると安全管理に関しては、継続して学校・家庭・地域と共に対策を考える必要があると思う。 2 学校跡地については、今後検討していく必要があると記しているが、具体的に計画が出来ているのでしょうか。南九州市では、神殿小など学校の閉校が続いていますが、対策などたてて検討し、次へつなげることができていますか。本年度閉校の手養小へも参考になるのではないのでしょうか。 3 閉校に向けての児童・保護者の不安感解消や金銭的負担の軽減措置、スクールバス運行までの手立てや閉校に向けての各種補助金等についても概ねスムーズに行われた様子が伺えます。2年前に閉校した旧神殿小については、閉校	スクールバスの運行に関しては、常に支障なく安全に運行できているか、保護者や地域の皆様に見守りや情報提供などをお願いをしているところです。また、乗降場所については、運行ルート上でバスが停車しやすく、子ども達が安全に乗降しやすい場所を選定し、保護者や学校、バス運行委託業者等からの意見聴取を踏まえて定めています。今後においても、運行上、乗降場所の変更を行った方が、より安全確保等が見込まれると判断された場合、関係者との協議を経て、共通理解・共通認識のもと、変更等も柔軟に対処していくこととしております。 学校施設は、地域住民にとって長年慣れ親しんだ施設であり、学校開放を通じて社会体育施設等として利用されるとともに、災害時の避難所にも指定されています。閉校した学校跡地につきましては、地域にとって必要な施設であるかを含め公共施設として利活用すべきか、民間等による利活用が地域の発展や本市のまちづくり推進に寄与できるのかなど、十分な検討協議を行っていく必要があります。これらを踏まえ、まずは対象の地域に対し、利活用に関する要望事項等を聞いているところです。 閉校後の施設等については、基本的に市教委から市の財産管理部署に引継がれ、庁内公有財産活用等検討委員会等で、処分方法などについて協議を行っていく流れとなっております。最終的な処分方法が決定されるまでの間はこれまでと同様に、地域の方々が使用できるよう対応しているところです。 再編後、児童たちの精神的動揺や問題はみられなかったところですが、実態を把握するため、旧神殿小学校、旧田代小学校の児童・保護者に対し、再編前後の心境や現在の状況について、本年8月にアンケートを実施したところです。アンケートの集計結果をみると、小学校再編によって、たくさんの友達ができた、学校に行くのが楽しい

後に校区の運動会が実施できずに地域の賑わいがなくなったという反省から翌年に新たな運動会的行事を新設することとなりました。田代小においても、平成30年度に閉校に向けての実行委員会が行われていましたが、閉校後の校区行事や広報活動などについてはほとんど話し合われていませんでした。これまで学校があったからこそできていたことが、閉校とともに全く機能しなくなりあわててしまう場面が見られました。地域住民は閉校式典等の具体的な事業については関心が高いのですが、閉校後の校区の状態については関心を示さないようです。保護者は大規模校に吸収されることでPTA活動等が軽減されることや地域行事も少なくなることを期待しているようです。そのため子どもたちはこれまで行っていた自然体験活動や小規模なふれあい活動がなくなり、旧田代小の伝統や誇りをなくしていくことになってしまいます。そのことは、校区の人々のつながりを薄くしていくことにもなります。今後閉校が多くなることが考えられますが、同時に校区そのものの衰退につながるとすれば市全域の元気がなくなることになっていきます。再編協議会の中にはぜひ閉校後の校区を活性化させる協議内容を加えていただきたいです。 4 颯娃地区統合中学校や今回の田代小学校の閉校に伴う、閉校となった学校施設の再活用や地域の活性化など、継続して見直し等を行ってください。また、手蓑小学校の再編については、2年間のケ	といった前向きな意見を確認できた一方で、「旧校区での子ども会活動や地域との関わりについて、もう少し話し合っておけばよかった」といった意見も把握できたところです。 地域における再編協議については、地域が主体となって協議し、結論を見出すもので、行政は一定の距離を保ちながら関与・協力していく考えです。つまり、地域からの要請に基づき、市として柔軟に対応していく姿勢であります。ただし、ご指摘の地域の衰退につながることはならないよう、神殿・田代地区における状況やアンケート結果等について、今後協議を行う地区等からの要請があった際には、先例事案として照会等も考慮したいと考えております。 手蓑小学校の再編に向けては、御意見のとおり神殿小学校・田代小学校等の事例を参考に、地域と協議しながら進めていきたいと考えております。
--	--

	ースを参考に行ってください。 5 適正な学校規模とはどのようなものでしょうか。 6 平成 28 年度の要望から開始した事業として事前準備ができた学用品等はあるのでしょうか。 7 地区公民館長をはじめ地区民から再編に伴う地区事業（公民館活動・地区活動）の提案はなかったのでしょうか。	学校教育法施行規則には、「12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない」となっています。 南九州市では、市立小学校将来のあり方検討委員会からの答申の中に、学級数は、1 学年 1 ～ 3 学級、1 学級あたりの児童数は、1 ～ 2 年生が 18 ～ 20 人程度、3 ～ 6 年生が 21 ～ 25 人程度が望ましい基準であるとあります。 体育服・体育館シューズ・体育帽子・ネーム・校章・ゼッケン等を購入しております。 跡地活用に関しては、神殿地区・上別府地区・別府地区から、要望書が提出されております。 また、学校跡地の管理（主に清掃等）について、閉校後に、地域から自主的に草払等のボランティア活動の申出などを受けている、といった状況であります。
--	--	---

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け						(評価年月:令和元年5月)	
事業項目 (事務事業名)	小学校外国語活動の教科化に向けた計画的取組					作成部署	学校教育課 学校教育係
						担当者名	坂元 重仁
事業の根拠	☐ 法令	☐ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☒ その他	連絡先	内線 4923
根拠法令等の名称							
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)						
教育行政上の 位置付け	重点施策	外国語教育の充実					
	主要事業	小学校英会話活動協力員事業					
事業開始年度	平成30年度				事業終了予定年度	今後も継続予定	
1 事務事業の実施(Do)							
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)						
	児童及び小学校教員						
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)						
	小学校における外国語活動において, 英会話の学習を通した, 英語によるコミュニケーション能力の育成を図る。						
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)						
	・ 市内全小学校中・高学年の外国語活動(3週間に2回程度)に本市在住で英語が堪能な日本人(又は外国人)を英会話活動協力員(AEA)として派遣 ・ 英会話活動協力員(AEA)と担任との外国語活動のチーム・ティーチング ・ 英会話活動協力員(AEA)の担任への外国語活動の指導援助(発音の仕方等) ・ 英会話活動協力員(AEA)による英会話教材作成の補助等 ・ 小学校教員への外国語活動を進めていく際のアドバイス						
指標	活動指標 (活動評価項目)	・ 外国語活動において, 英会話の学習におけるネイティブなコミュニケーション能力の育成をめざす。 ・ 教材の蓄積により, 充実した授業を展開する。 ・ 2020年度開始の外国語科から「書き」が加わる高学年において, 教員が指導する際のアドバイス等を行う。					
	成果指標 (成果評価項目)	・ 中・高学年の英語によるコミュニケーション能力の向上 ・ 国際感覚豊かな児童の育成 ・ 小学校教員の外国語活動の指導力向上					
今後の活動展開及び波及効果		平成31年度は, それぞれの学校に曜日を固定して週1回, 英会話活動協力員(AEA)を派遣することにより, 前年度以上にきめ細やかな指導が期待できる。					
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)		平成31年度 (当初予算額 繰越含む)			
	なし	3,035		4,520			

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	グローバル化が言われている現在ではあるが, 現行の小学校教員が所有している小学校免許状では, 英語は履修されておらず, 外国語活動(3, 4年)及び外国語科(5, 6年)で英語学習を取り扱うことに, 戸惑いを感じている教員が多かった。そのような中, 英会話活動協力員と一緒に授業を行うことで, 児童もスムーズな授業を受けることができるようになってきている。その結果, 児童の国際感覚も身に付いてきている。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	本事業においては, 小学校20校に対して3人を雇用した。その結果, 3週間に2回程度, 各学校に派遣することができた。担任一人で授業を行うよりも, ネイティブな発音のできる英会話活動協力員とのチーム・ティーチングは, 大いに効果があった。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	本事業そのものの有効性は大きいにあるが, 現在, 旧3町に1人ずつ配置している。しかしながら, 学校数や児童数の規模に偏りがあり, 3人では十分, 支援できているとはいえない現状もある。したがって, もう1人増員することで, 解消できると考えている。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 田邊 源裕	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	2020年度から教科としての外国語科の本格実施が開始する。それに伴い, 英会話活動協力員の必要性はこれまで以上に大きいものがある。これからのグローバル化時代を生きる児童一人一人にとっては, 英会話は必要なものである。英語を児童自らが聞き取り, 話すというコミュニケーション力を高める上でも, 英会話活動協力員の果たす役割は大きい。
	③改革・改善の内容 平成31年度から4人体制に変更する。その結果, それぞれの学校に週1回, 英会話活動協力員を派遣することにより, 前年度以上にきめ細やかな指導が期待できる。	
評価委員の意見・提言		別紙のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	☐ 現状のまま継続 ☒ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
小学校外国語活動の教科化に向けた計画的取組	1 学校数，規模数，複式学級の状況によりゲーム活動では，偏りや実施しにくい点のあるのではないのでしょうか。 2 外国語教育に向け大事な事業であるAEAの国際感覚とコミュニケーション能力に期待します。 3 小学校における英語の教科化に向けては，鹿屋市・霧島市・薩摩川内市等が先行研究を進めているようですが，担任の指導技術の向上や外国人等の指導助手との打ち合わせ時間の確保，授業時数の確保など多くの課題があるようです。また，中学校での英語学習にどのようにつなげていくかは小中連携が大切になりますが，打ち合わせや合同研修会の時間確保が難しいのが現状で，各小学校の取組に差があるとその時点で英語嫌いが生み出される例もあります。 高学年の英語授業は英語のみ（日本語を使わない）で行う学校や小学校に英語専科を配置するなど各市町村の画期的な取組により，他にはない成果が期待されています。勿論これらは県による根本的な取組が必要ではあります。 本市の取組は現在できる最大限の取組ではあると思いますが，特に他の市町村と優位な違いを感じるところではないようです。取組には金と時間がかかるので簡単にはいかないですが，さらに工夫して	授業におけるゲーム活動は，授業の目標達成に向け，必要な体験活動です。基本，ペアやグループで行いますが，AEA を効果的に活用し，少人数の学級でも効果的にゲーム活動がすすめられるようにして参ります。 AEA の1人は外国人で，3人の日本人は海外勤務，海外生活の経験もあり，これまで身につけた国際経験やコミュニケーション能力を発揮できるものと考えております。また，学期に1回は現在の英語教育の動向等を伝え，指導法についての工夫改善を協議して参ります。 小学校における英語の教科化に向けては，小中連携の観点から平成29年度に頤娃中で「小中連携を踏まえた英語科教育」というテーマで研究公開を行いました。その際，小中連携部会に「外国語活動・英語科」も設けました。また，今年8月には，知覧地区小中連携部会で薩摩川内市教育委員会の指導主事を招き，小中連携の観点から外国語活動・英語科の充実について研修を行いました。今後も，可能な限り研修会等の紹介や確保に努めて参ります。 授業の在り方については，学習指導要領に示されている目標達成に向けて，本年度は文部科学省発行の「Let's Try!」「We Can!」に基づき，来年度からは教科書を使用して授業の充実に引き続き努めて参ります。その際，教師の授業の向上については，国・県・地区・市主催の研修会や先進校の研究公開への積極的な参加を通して，教師の指導力向上に努めて参ります。また，校内研修会では，本市の教員が国の中央研修に参加し，「外国語学力推進教員」の資格を取得することで，還元活動として各学校において，指導助言にあたっております。

	いただけるとありがたいです 4 4名の英会話活動協力員 (AEA) の交流会や20校の小学校の先生方の研修会などを行い、より良い授業を行うためにできること検討してほしい。今後は、英会話活動協力員 (AEA) がいなくても、いるときと同等の授業ができるように、小学校の先生方のスキルを上げるための検討を進めてほしい。 5 グローバル化時代を生きる児童ひとりひとりに対して英会話の力をつけることはとても重要であると思います。英会話活動協力員の果たす役割も大きいと考えます。学校に週1回で大丈夫でしょうか。それから外国人を派遣するという考えはないでしょうか。もちろん、日本人が協力員として果たす役割も大きいとは思いますが、日本人だけに頼るではなく、グローバル化を考えるのであれば、様々な国の人たちとコミュニケーションをはかる場をつくっていくことは重要であると考えます。	昨年度は、小学校外国語担当教諭と中学校英語教諭、AEA、ALT の出席による「主体的・対話的で深い学びによる学力向上プログラムにおける英語教育の充実に係る研修会」を開き、よりよい授業の在り方について研修を深めました。 また、年1回外国語活動・英語科担当者研修会を開催し、新学習指導要領への対応や、先進的な取組を紹介するなど、指導力向上に努めております。小学校教員のスキルアップについては、本市開催の研修会ばかりでなく、県、地区主催の研修会への積極的な参加や、より質の高い校内研修会の実施になるよう努めて参ります。 次年度からは、3・4年生外国語活動 35 時間、5・6年生外国語科 70 時間の授業となります。3・4年生は週1時間、5・6年生は週2時間となります。週2時間の5・6年生にとっては、2時間とも AEA が授業に入ったほうがよい、という考えもあります。しかし、次年度以降は、「聞く」「話す」能力の育成はもとより、「読む」「書く」という能力の育成が求められるようになります。したがって、AEA による活動と同時に、基本的な事項の習得を図るための指導も必要となります。そのため、教員に対しては、英検の取得をはじめとする、自己研鑽の場を増やし、次年度以降の授業を進めるための指導計画をきちんと整備するよう指導しております。 外国人派遣については、ALT が月2回程度、小学校の授業にも入りますので、外国人とのコミュニケーションを図る場として、有効活用に努めたいと考えます。
--	--	---

《 事務事業評価シート 》

◎ 事務事業の位置付け						(評価年月:令和元年5月)	
事業項目 (事務事業名)	体験活動の充実					作成部署	社会教育課 社会教育係
						担当者名	富永 圭一
事業の根拠	☐ 法令	☐ 条例・規則	☒ 要綱・要領	☐ 計画	☐ その他	連絡先	内線 4931
根拠法令等の名称							
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)						
教育行政上の 位置付け	重点施策	心豊かな青少年の育成					
	主要事業	ふるさと体験学級「茶レンジ隊」					
事業開始年度	平成21年度				事業終了予定年度	継続	
1 事務事業の実施(Do)							
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか) 市内全小・中学校の児童・生徒及び未就学児とその保護者						
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) ふるさとの自然や文化に関する体験活動を実施することにより, ふるさとのよさについて知り, 郷土を愛する心豊かな青少年の健全な育成を図る。						
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容) ① 地域の歴史や自然に関する学習体験の実施 ② 地域の産業についての学習活動の実施 ③ 地域の伝統工芸や伝統行事を体験する活動の実施						
指標	活動指標 (活動評価項目)	① 参加者を市内全小・中学校に広報したか。 ② 郷土の素材が生かされた活動が工夫され, 参加者体験活動に積極的に参加することができたか。 ③ ふるさとのよさを知り, 地域の自然や特産品に触れる機会を持つことができたか。					
	成果指標 (成果評価項目)	① 多くの参加者が得られたか。 ② 活動対象になる郷土の素材が参加者のニーズと合っていたか。 ③ 地域の自然や特産品についての学びを持ち, ふるさとのよさを知ることができたか。					
今後の活動展開 及び波及効果	○ 南九州市の歴史や自然に関する体験・南九州市の特産品に関わる体験活動・昔から伝わる伝統工芸や伝統遊びなどの体験活動を計画していく。(児童・生徒のニーズも把握する。) ○ ふるさとのよさを知り, 地域の自然や特産品に触れる機会を持つことにより, ふるさとの誇りを持った青少年の育成が図られていく。						
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)		平成30年度 (決算額)		令和元年度 (当初予算額 繰越含む)		
	122		142		163		

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価 (Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し (事務事業の実施について市に判断の余地があるか)	青少年の体験活動の機会が減少していることを背景に, 多様な体験活動の機会を提供することで, その充実を重視し, 青少年の健全な育成を図っていくものである。 また, 様々な体験活動を通し地域のよさに触れた青少年には, 地域を見直し, 郷土を誇りに思い, 将来の南九州市のまちづくりに貢献しようとする気持ちが培われていくと考える。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	活動の内容により, 事業費や人件費の変動が考えられるが, 必要に応じて参加費を徴収するなどして, 効率的な運営を行うことができる。 また, 活動に必要な物品の調達について, 自然物を活用するなど, 地域の素材を活用しながらコストを下げるように努めている。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	地域の歴史や自然, 産業や昔の暮らしに関する学習などの体験活動を実施することで, 地域のよさを知り, 南九州市に誇りを持った将来のまちづくりに貢献できるような青少年の育成が図られている。 今後とも, 参加者のニーズを把握し, 広報に努めながら, 事業を実施していきたい。

3 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)

一次評価	評価者(担当課長): 山田 哲夫	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	多様な地域に根ざした活動を青少年に経験させることは, 地域を見直し, 郷土を誇りに思う, 将来の南九州市のまちづくりに貢献しようとする青少年が育っていくと考えるので, 今後とも継続して事業を実施する。 ただし, 事業内容については, 様々な視点から随時見直しを行う。
	③改革・改善の内容	
二次評価	事業規模については, 現状を維持するが, 事業内容について, 今後更に充実改善をしていく。	
	評価委員の意見・提言	別紙のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
体験活動の充実	1 毎年実施されている体験学習とそうでない体験学習があるが、毎年検討して実施する体験学習を決定していると思います。参加人員や実施時期、コスト面などいろいろな制約があるかとは思いますが、児童生徒や保護者からの要望をアンケートなどで集約し、できるだけ要望を取り入れてほしい。今後も南九州市にしかできない体験学習の実施をお願いします。 2 児童数の減少と共に子ども会活動やスポーツ少年団活動の運営が難しくなり、単位団体の合併も進んでいきているようです。それに伴い育成会の人数も減少し、一人当りの負担が増えるためか活動の縮小もあるのではないのでしょうか。そのような中で南九州市の歴史や自然を生かした「茶レンジ隊」の意義は大きいと思われます。しかし、このような貴重な体験活動に参加する家庭は子育て意識の高い家庭に限られており、参加者がいつも同じ人々になる傾向はないでしょうか。各地域での青少年活動でも歴史や自然を生かした体験活動を推進しているとは思いますが、「茶レンジ隊」を毎年同じ場所での同じ事業を行っているのであれば、持ち回り（例えば 穎娃・知覧・川辺を交代で）で内容を検討しながら行い、その地域の子どもたちがより参加し安くするのも一つの方法かもしれません。中学校区や小学校区での青少年健全育成会議をさらに機能化させていくことで、行政に頼らず地域ごとの活動が展開できる方向性	体験活動は、新しいプログラムを行ったり、見直しを検討したりしています。毎年実施している茶レンジキャンプは、参加者等へアンケートをとり、ニーズの把握に努めている。 年 5 回の「茶レンジ隊」については、体験内容、講師、場所等について、偏りがないように、総合的に判断したうえで企画している。 特に場所については、参加者の利便性等を考慮して知覧、穎娃、川辺それぞれで実施している。 近年、穎娃で実施する体験活動の応募者が少ない傾向がある。そのため、穎娃で行う体験活動の内容を十分検討する必要がある。 参加者の実態としては、リピーターもいるが、それ以上に、新規の参加者がいる。リピーター、新規ともに参加したいと思えるような体験活動を今後も企画していく。

	を考えていくのが良いのではないかと考えます。 3 平成21年度からの実施し、10年経過の中で実施回数は減ってきている事業になります。社会情勢に照らすと青少年の体験活動が減少していることが背景であるとのことですが、このことから減少を補うような回数・内容に取り組んでいただきたい。 4 継続して実施してほしいと考えています。郷土を誇りに思うことは、とても大切なことで南九州市のまちづくりにも大きく貢献できる事業として期待しています。内容を見直しながら実施してほしいと考えます。 5 事業名が、ふるさと体験学級「茶レンジ隊」とありますが、「茶レンジ隊」と聞くと「お茶」のイメージがどうしても先にくるので、名前を変えてみるのはいかがでしょうか。	平成 26 年度までは年間 10 回前後実施していた。参加率（定員に対する参加申込者の割合）が平成 26 年度は 67.9%，平成 27 年度は 75%であった。 これらの現状を踏まえ、他課で実施している体験活動の内容や日程と重複がないか、地元素材を活用しているか等、回数も踏まえ、内容の精査を行った。その効果もあり、平成 28 年度からの参加率は平成 28 年度が 110%，平成 29 年度が 107%，平成 30 年度が 119%となっている。 また、チラシ作成、募集期間、選考等を考えると 1 回の体験活動につき、約 3 ヶ月の準備期間が必要である。このことと他事業等の兼ね合いも踏まえると現在の状況を継続していきたいと考える。 前述したとおり、今後も、ニーズの把握に努めながら社会教育関係団体等と連携し、計画的・意図的な体験活動内容を検討していく。 平成 21 年度に、それまで各町で行っていた体験活動を一つに集約する際、課内で検討し、南九州市の特産の「茶」と「チャレンジ」をかけた事業名として「茶レンジ隊」としている。 各回でふるさと体験学級「茶レンジ隊」の後にタイトルを添えて事業を展開してきている。 青少年の体験活動事業として児童・生徒をはじめ市民に名称が定着してきているものととらえているので、今後も「茶レンジ隊」の名称が親しまれるよう、周知に努めていきたい。
--	--	--

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け					(評価年月:令和元年5月)	
事業項目 (事務事業名)	各地区公民館の設備整備と機能充実				作成部署	中央公民館 公民館係
					担当者名	加治佐 和彦
事業の根拠	☐ 法令	☐ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☒ 計画	☐ その他	
根拠法令等の名称					連絡先	内線 5433
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☒ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☒ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)					
教育行政上の 位置付け	重点施策		公民館活動の充実			
	主要事業		地区公民館施設の整備と機能の充実			
事業開始年度	平成19年度			事業終了予定年度	未定	
1 事務事業の実施(Do)						
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を,何を対象に事業を実施するのか)					
	地区公民館施設設備					
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) 地区内の子どもから高齢者まで幅広い住民を対象に,各種講座や講習会,レクリエーション等を行う場であり,誰もが気軽に集い利用しやすい施設整備の充実を図る。					
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)					
	浮辺地区公民館入口改修舗装工事 浮辺地区公民館男子トイレ改修工事 松ヶ浦地区公民館スロープ設置工事 霜出地区公民館倉庫解体工事 勝目地区公民館第5会議室空調機器取替工事					
指標	活動指標 (活動評価項目)	地区の幅広い年齢層の方々が,集い利用しやすいように改修工事を実施する。				
	成果指標 (成果評価項目)	地区の方々のニーズにあった,集い学習等しやすい環境の改善・整備を図る。				
今後の活動展開 及び波及効果	一部に老朽化が進んでいる館がある中,適宜改修等も行いながら,ニーズに合った施設改修により良好な環境維持に努め,避難所としての機能にも資するものである。					
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)		令和元年度 (当初予算額 繰越含む)		
	13,744	2,273		3,725		

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	地区公民館は, 地区内の子どもから高齢者まで幅広い住民を対象に, 生活に即した教育, 文化に関する各種事業を行うための拠点施設であり, それぞれ, 各地区公民館で必要な改修として要望が上がり整備しているものである。また, 各地区公民館は, 社会教育法に基づき市が設置している施設であり, 市が適正に維持管理することは責務である。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	施設の整備は, 高齢者や障害者に配慮したスロープ設置や, 洋式トイレへの改修など, 各地区住民のニーズに沿ったものであり, 住民の利用性が向上し, 地区の拠点施設としても大きく貢献すると考える。 コスト削減については, 関係法令に基づく入札の結果, 最低価格業者と契約を締結できた。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	施設設備を適正に整備することで, 住民に安全で快適な交流の場を提供できるため, 貢献度は高いと考えられる。一方で, 予算の範囲内という事情もあり, 室内のバリアフリー化やトイレ洋式化など, 追いついていない面もある。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 辻 浩昭	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	公民館は, 老若男女, 多くの方々が, いつでも気軽に集い, 交流し, 学ぶ場であると同時に, 避難所としても利用されることから, 今後においても安全性の確保及び利用のしやすさに努める必要がある。
	③改革・改善の内容	
二次評価	地区の方々のニーズに応じ, また安全性の確保の観点から, 適宜, 設備整備及び機能の充実に向けた改修を行う。併せて, 老朽化に伴う長寿命化改修や他公共施設の活用なども視野も入れながら, 効率・効果的な施設整備を図る。	
	評価委員の意見・提言	別紙のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☐ 有効 ☒ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
各地区公民館の設備整備と機能充実	1 各地区公民館で施設に大きな差があるので、効率・効果的な施設整備は必要であると考えますが、老朽化等を視野にいれて地区民のニーズに応じ、施設をどのようにどのように整備していくか、5年後、10年後の計画もたてておく必要があるのではないのでしょうか。 2 知覧地域と穎娃地域の地区公民館は、広さは適切なものの老朽化はかなり進んでいます。特に子ども達や障がい者が使うには不自由を感じる事が多いようです。計画的に施設改善をしていくとは大切なことではありますが、今後地区公民館をどのように利用していくのかは、地区公民館の在り方（コミュニティ・プラットフォームとしてどのような施設になっていくのか）と大きくかかわってくるのかと思われます。公共施設を指定管理者に管理委託する方向性があるとすれば、施設改善の方向性も違ってくるのではないのでしょうか。川辺地域は地区公民館が新設された校区が多く、新しい施設ですが大変狭いので活用が限られてきます。今後コミ・プラで活用が多様化すると小学校跡地を活用する考えも出てきます。小学校の統廃合については地域の考えを優先することになっていますが、地区公民館の改修と学校跡地利用が密接な関係にあるとすれば、色々な協議を総合的に行っていく必要を感じます。現在の地区公民館は、会議や講座等以外にはほとんど活用されていません。特に子	各地区公民館の老朽化状況、利用状況及び現在進められているコミュニティ・プラットフォーム構築事業の動向等を注視しながら、一方では将来世代への財政負担、他の公共施設との複合化や転用可能性なども含め、取り急ぎ行う必要のある整備、コミュニティ・プラットフォーム構築事業の動向も把握しながら進める整備など、多角的視点からの検討を進め、計画化を図る必要があると考えております。 人口減少や少子高齢化などにより、地域社会の持続そのものが課題となり、平成26年には地方創生法が施行され、地域住民一人一人が公民として主体的社会を創り出していくことが求められています。これからの公民館は、今まで以上に学校、家庭、地域との連携を図り、公共の精神を高め、地域の連帯感を深め、地域住民の協働による地域課題の解決や地域活性化の取り組みを促進すること、そして公民館が地域づくり・人づくりの拠点となることが望まれます。 一方で、市の行革においては、公共施設の適正配置計画が策定され、人口減少等による公共施設等の利用需用の変化、合併による多くの類似施設、老朽化・更新時期の到来を背景として、「長寿命化」「総量適正化」「コスト削減」の基本方針が示され、施設の複合化や集約化、転用についても検討することとなっています。学校跡地については、将来世代の負担とならないことを基本として、所管において作業が進められている現状にあります。なお、指定管理者制度の導入については、今後のコミプラの動向次第では、検討の余地があると考えています。 このような状況下、地区公民館施設の改修等に当たっては、望まれる公民館像を念頭に、各地区の現状や課題、現在進められているコミュニティ・プラットフォーム構築事業の動向等をよく把握し、将来の財政負担など、多角的視点から検討を重ね、適切な整備や長寿命化等の計画化を図る必要があると考えております。

	育て世代の人々の中には、地区公民館の場所も知らない人もいます。地域住民が喜んで集まれる公民館にしていく工夫はだれがすればいいのでしょうか。住民が集まる場所になればなるほど施設改修は必要となりますが、行政としてはどのような方向性を望んでいるのかを明確にする必要があると考えます。 3 公民館が利用しやすいように設備の整備を行うことは重要なことです。今後も順次行ってほしい。また、並行して講座や講習会を企画して利用頻度を上げるようお願いします。利用頻度を上げることが設備の整備を行った効果を示したことになると思います。誰でも気軽に利用できるような公民館を目指して催し物などを工夫改善してほしい。 4 各地区公民館の充実のため大事なことである。青少年活動にも利用されやすい施設整備も願いたいと考えるが、現在の子どもたちの施設の利用状況を教えてほしい。	現在、地区公民館では、生涯学習としての公民館講座や各種機関等と連携した講習会、青少年育成、運動会、夏祭り、文化祭、海岸清掃、環境パトロール等、多種多様な事業を展開しています。 中でも、生涯学習については、地域住民のニーズや防犯、防災、消費トラブル、認知症予防など時代を反映した社会的課題を主に、各地区の実情に応じて企画していただいております。 新しい取り組みとして、本年度、松ヶ浦地区公民館においては、子どもの居場所づくりの一環として「夏休みおいで塾」を開催し、夏休み期間中、公民館を開放し、子ども同士若しくは親子で気軽に利用できる公民館づくりを進めている事例もあります。 今後においても、現代的課題の解決や地域住民のニーズを踏まえた公民館運営がなされ、公民館が地域住民に身近なものとして親しまれる施設となるよう努めて参ります。 子どもたちの施設利用状況について、本年度（4/1～8/28）の状況を調査したところ、概数で12,600人余りでした。昨年度と比べ一部減少傾向の地区もありますが、全体的には同程度若しくは増加傾向にあるようです。 利用内容を見ると、放課後子ども教室、児童クラブ、スポーツ少年団活動、書道・空手等の各種教室、子育てサークル、子ども会、青少年育成部活動、地区公民館の各種行事等です。特色あるものとしては、松ヶ浦地区公民館の子どもの居場所づくりとして本年度開始した「夏休みおいで塾（67人）」、川辺地区公民館の俳人福永耕二が生まれた地としての「親子俳句教室（45人）」等が
--	---	--

		あります。 地域別には、川辺地域が 6,841 人、知覧地域が 4,687 人、頴娃地域 1,078 人という状況ですが、川辺地域の公民館は大半が小学校に隣接していることから、放課後子ども教室等の利用が多い状況にあります。社会環境の変化を受けて始まった、放課後や週末に安全・安心な子どもの居場所づくりを行う「放課後子ども教室」や「児童クラブ」等が 6 か所の地区公民館で行われており、公民館の館長・職員が社会教育課や福祉課、学校、地域ボランティアとの連絡調整を担ったり、保護者や地域住民が積極的に参画したりするなど、学校・家庭・地域の連携が促進され、地域全体で学校教育を支援する体制づくりが進んでいる状況です。
--	--	---

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け						(評価年月:令和元年5月)	
事業項目 (事務事業名)	各種スポーツ・レクリエーション教室などの開催					作成部署	保健体育課 市民体育係
						担当者名	上之 進一
事業の根拠	☐ 法令	☐ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☒ その他	連絡先	内線 4944
根拠法令等の名称							
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)						
教育行政上の位置付け	重点施策	各種スポーツ大会・スポーツレクリエーション教室の実施, 充実					
	主要事業	健康ヨガ教室, 脂肪燃焼教室の開催					
事業開始年度	平成21年度				事業終了予定年度	継続	
1 事務事業の実施(Do)							
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)						
	スポーツで心身の健康増進と体力向上を図る						
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか) スポーツを通して市民が健康で明るく豊かな生活をおくり, スポーツの輪を広げ, 主体的に自主的に継続的にスポーツに親しめるよう推進する。また, 異世代間の交流で, 人を知り, 住みよく, 生きいきとしたスポーツによるまちづくりを目指す。						
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)						
	健康教室の開催 健康ヨガ教室(火曜日) 午後8時～ 知覧武道館 脂肪燃焼教室(水曜日) 午後8時～ 知覧武道館 健康ヨガ教室(火曜日) 午後8時～ 額娃武道館 ピラティス教室(火曜日) 午後8時～ 川辺小体育館						
指標	活動指標 (活動評価項目)	○市民の意見や要望を調査し市内全域で取り組みがされ, 参加しやすい状況か。 ○広く市民に情報が提供され, 健康に対する気運が盛り上がっているか。 ○主体性, 自主性が保たれ継続した参加が出来ているか。 ○年間行事運営計画により開催されているか。					
	成果指標 (成果評価項目)	○心身の健康増進と体力向上を図る。 ○スポーツの輪を広げ地域コミュニティの形成を図る。 ○関係課, 体育協会等関係団体等との協力体制を図る。					
今後の活動展開及び波及効果		市民のニーズに合ったスポーツの情報収集と発信に努め, 自発性をもって日常的にスポーツに親しみ, 楽しむことのできるスポーツを推進します。 また, いつでも, どこでも, だれでもスポーツレクリエーション活動に取り組む環境を醸成し, 継続的にスポーツを親しめるよう推進する。					
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)		令和元年度 (当初予算額 繰越含む)			
	387	480		524			

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	スポーツレクリエーション活動の推進により, 健康づくりや体力づくりが図られ市民の交流や一体化も深まりことから, 行政がその機会と場を提供することは必要である。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☒ ある程度ある ☐ 削減余地はない	○当該年度の計画に立案については, 参加者との意見交換を重ね, 内容や運営がバージョンアップするよう検討を行ったか。 ○市民の意見や要望を調査し市内全域で取り組みがされ, 参加しやすい状況か。 ○広く市民に情報が提供され, 気運が盛り上がっているか。 ○主体性, 自主性が保たれ継続した参加が来ているか。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☐ 達成 ☒ ほぼ達成 ☐ 下回る	スポーツ・レクリエーション活動を通して体力づくりや健康増進を図るとともに, 市民の交流と親睦・融和を促進し, 健康増進と体力向上を推進することができた。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 桑代 睦雄	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	スポーツを通して市民が健康で明るく豊かな生活をおくり, 異世代間の交流によりスポーツの輪を広げ, 地域コミュニティの形成を図ることが出来ている。
	③改革・改善の内容 近年の生活様式の多様化に伴い, スポーツへの関わり方, スポーツを行う時間等様々に選択されるようになっていきます。市民それぞれの価値観に応じて, 継続的にスポーツに取り組むことができる環境の整備に取り組む必要があります。多くの市民がいつでも, どこでも, だれでも気軽に参加できる健康教室を企画立案してまいります。	
評価委員の意見・提言		別紙のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
各種スポーツ・レクリエーション教室などの開催	1 平成30年度は全会場の全講座が受講可能になったことは、大きな成果だと思います。会場や講師の確保が難しいとは思いますが、旧穎娃町、旧川辺町の回数も増やせないでしょうか。もっと自由な参加形態がとれると受講者も増えるのではないのでしょうか。参加料をどう取るか、数回の参加だけでも可とするのかなどの問題はありますが、工夫改善をお願いします。 2 昨年度私は「健康ヨガ教室」に申し込み、楽しく有意義な活動ができました。男性が少なく恥ずかしい気もしましたが、この値段でこの回数は画期的です。南九州市にはスポーツジムがなく、健康スポーツに取り組む上でのアドバイザーがいらないと思います。自分の年齢や健康状態にとってどのような運動をどの程度することが大切なのかを知りたい人は多いのではないのでしょうか。スポーツ教室に合わせて、アドバイスが受けられるシステムがあればもっと有難いと思います。また、地域の公民館での話し合いの中でよく耳にするのが、「市の運動会への選手選考が難しい」「順位を競うのではなく楽しく参加できる行事が良い」などの意見です。市は各地区からの代表者を集めて話し合いを進めているとは思いますが、その代表者の意見は住民の総意とは違っているということなのでしょう。コミ・プラ事業では地区公民館の機能を高め、小学校区レベルのコミュニティをより高めていきたいというねらいをもっています。市の	平成 29 年度までは知覧武道館のみでの講座でした。市民からの要望や市民サービスの平等化という事で、穎娃・川辺地域でも受講できるように変更したものです。 今後の回数等の変更については、開催時期や時間、参加料、講師の問題がありますので、参加者の要望などを聞きながら改善してまいります。 1 回の申込で3 教室3 会場のどこでも受講できるスタイルは今回初めての試みでしたが、参加者はお得感をもって参加意欲も向上したと思います。男性の参加については、開催時間が遅いという事で、極端に少ないため検討の余地があります。 受講者に対するアドバイスは、各人の体調に合わせて運動を行う必要があるため、大切だと考えます。開講式や開催期間の途中で時間を割いて実施できるよう講師と協議をします。 統一大会は本市が合併翌年度から旧3 町で行われていた体育イベントを統一しました。これは、先ずはスポーツで市民の一体化と連帯感を深めようという事で行っており、合併した他市では見受けられない事業となっています。 統一大会については、市内20 の地区公民館の対抗戦であります。人口規模がまばらで選手選考に苦慮している地区公民館があると聞いています。このことについては、年4 回の合同会がありますので、協議を深めたいと思います。

行事の中で役割を終えたものは縮小していき、地区レベルで行事を行うように仕向けていくことはできないでしょうか。地区公民館における協議が高齢男性に偏っていることでマンネリ化していることも事実で、今後地区公民館が広く住民の意見を集約できる組織に変えることが最優先なのですが。今後も市民の健康と親睦のための事業工夫をよろしくお願いします。 3 関係課・体育協会等関係団体との協力体制を図るとあるが、これは市民の体力づくり、健康づくりを考えるうえで重要であると思います。協力体制をつくるうえで、健康増進課、社会教育課、体育協会、南九州スポーツクラブ等の関係団体とはどのような協力体制を取っていますか。また、今後はどのように継続していこうと考えているのでしょうか。連携を図ることで予算の削減等も見込まれるのではないのでしょうか。 4 市民が自主的、継続的にスポーツに親しめるために教室を3地区順番で開催することによって計画的に利用できるのではないのでしょうか。 5 年間3,000円ということですが表記が見当たりませんが、どこに記載されているのでしょうか。 6 平成26年度から29年度の申込者数は延べ数ではなく、実人数は何名だったのでしょうか。また、今年度の新規申し込みは何名でしょうか。	スポーツを通じて、一般市民のだれもが自発的にスポーツに親しむ機会を確保し、健康増進と地域活性化を図りながら、スポーツ推進を行っています。各課との協力体制としては各種イベント大会での協力と情報の共有を密に行い、教室やイベントがスムーズな運営を図っています。 今後においては更に関係課を越えた定期的な会議を進めたいと思います。 今回新たな試みとして、全会場の全講座が受講可能と変更しましたので、更にバージョンアップが図れるよう、参加者のニーズを反映するよう事業運営に努めたいと思います。 参加者募集については、広報4月号に掲載しました。その募集内容には、講座名、場所、参加料等を記載しております。添付した資料は、開講式に参加者への日程案内用として配布したもので、参加料の記載はないところです。 実数については、各年度延べ数の4割程度が実人数となります。今年度の新規申込者数は58名です。
--	--

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け					(評価年月:令和元年5月)	
事業項目 (事務事業名)	学校給食衛生管理基準に適合した効率的な運営				作成部署	学校給食センター 管理係
					担当者名	中尾 浩二
事業の根拠	☒ 法令	☐ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☐ その他	連絡先
根拠法令等の名称	学校給食法				内線 5202	
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☐ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☒ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)					
教育行政上の 位置付け	重点施策	学校給食センターの効率的な運営				
	主要事業	調理配送業務の効率的な運用				
事業開始年度	平成23年度			事業終了予定年度	継続	
1 事務事業の実施(Do)						
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)					
	・市内の児童・生徒等へ安心・安全な給食を提供する					
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)					
	・調理配送等業務の内容を点検・評価することにより, 効率的な運営に努める。					
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)					
	・安心, 安全な給食の提供 (食材や給食施設の衛生管理・食中毒や異物混入の危機管理) ・効率的な運営管理					
指標	活動指標 (活動評価項目)	・職員の定期健診と毎日の健康確認 ・衛生管理体制の強化(衛生講習会, 各種研修会への参加) ・異物混入等発生時の迅速な対応 ・調理配送業務の効率的な運用 ・施設の効率的な運営による省エネルギーの取り組み				
	成果指標 (成果評価項目)	・短期・中期的体調異常者の確認により, 安全性が強化された。 ・衛生管理的知識・意識の向上が図られた。 ・異物混入等の対策(防止・対応)が強化された。 ・調理配送経過の再確認(緊急時の対応)により体制が強化された。 ・省エネルギー対策への継続的取り組みが図られた。				
今後の活動展開 及び波及効果	・衛生管理基準に適合した施設での調理により, 効率的な安心・安全な給食の提供を継続できることになる。					
事業費 (千円)	平成29年度 (決算額)	平成30年度 (決算額)		令和元年度 (当初予算額 繰越含む)		
	160,693(内 106,445)	173,399(内 106,272)		175,509(内 107,256)		

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	学校給食の提供については、学校給食法第4条に当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないと規定されている。 南九州市立学校給食センター調理配送等委託事業契約時仕様書の中に、より効率的な運営を図ることにより、安全で安定した供給ができる、豊かで魅力ある学校給食の実現を目指すとの目的が示され、本事業を遂行する事業者の具体的な指針が示されている。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☒ ある程度ある ☐ 削減余地はない	調理配送等業務については業務委託することによって効率的な運営が図られている。 当初契約(3ヶ年間)・継続契約(3ヶ年間)を満了し、再継続契約(3ヶ年間)が来年7月末で終了するが、検証を重ねていく中で更なる改善が期待できる。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☒ 達成 ☐ ほぼ達成 ☐ 下回る	経験豊富な職員並びに訓練された調理員により、衛生的で安心・安全な給食を提供できた。 事業者自体が向上心をもって取り組んでおり、地元雇用の一躍も担っている。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 取達 秋洋	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	厨房機器等も年数を重ねることとなり、日常的維持管理による機器の不具合の防止・早期発見に努めるほか、効率的な運営について検証を重ねていく必要がある。 また、次回更新(プロポーザル方式)の指標と成りうるものと考えているところである。
	③改革・改善の内容	
二次評価	安心・安全な学校給食提供への更なる追求, そのことによる学校給食センター事業の総合的経費の節減を目指す。	
	評価委員の意見・提言	別紙のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☐ 効率的 ☒ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
学校給食衛生管理基準に適した効率的な運営	1 老朽化した金属探知機は、現在も使用しているのでしょうか。また、耐用年数は何年でしょうか。（資料2の表記より） 2 効率的な安心・安全な給食の提供を継続することは重要であり、コスト削減も同様と考えます。美味しい給食，そこで働く人たちの安心・安全も含めたうえでの事業の見直しも今後，検討してほしいと思います。 3 学校給食は法令に基づいて安全に提供されていることと思います。最近では地元食材を使った地産地消給食やアレルギーを持つ子供への対応食，給食費の未納者対策など多くの課題があることと思います。特にアレルギー対応については評価シートには関連の記述が見当たらないのですが，除去食や代替食などは適切に行われているのでしょうか。センターからの配食だけでなく，各学校での対応や各学級での対応など，子供の命に係わる大切な内容ですので，そのマニュアルがどのように確認されているのかが気になります。調理を行い配送するのはプロの行うことなので適切なのは当然ですが，学校に到着してからの処理につい	金属探知機については，納入業者が保有しているものであり，当給食センターのものではありませんでしたので，耐用年数等は把握しておりません。 安心・安全な給食の提供や職場環境の充実のため施設設備の点検や診断による現状把握を行い，予防保全型維持管理を導入し，不具合が発生した段階で修繕を行う「事後保全型維持管理」から不具合が顕在化する前に計画的な修繕等を行う「予防保全型維持管理」への転換を推進します。 予防保全型維持管理の取組を行うことで，施設設備の耐用年数を延ばし，長寿命化を図ります。 長寿命化による施設設備の更新期間の延長や更新時期の調整によって，ライフサイクルコストの削減を目指します。 省エネ・再エネ，高断熱化設備等の導入が可能か検討推進することにより，光熱水費の負担軽減及び管理運営費の低減化と環境への負荷低減を図ります。 食物アレルギー等対応食については，それぞれの児童等によって症状や対処の仕方が異なるため，医師による診断，記入による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出してもらい，それをもとにそれぞれの個別面談（学校長，教頭，学級担任，学校給食担当者，養護教諭，栄養教諭，所長，調理責任者）を行い，保護者の意見や医師の判断をもとに十分検討を行い決定しています。その後，クラスの児童・生徒等や学校全職員にも，食物アレルギーに関する共通の認識や情報を持ってもらい，適切に対応できるよう努めています。 代替食の提供や除去食の提供につきましては，3段階に区分し対応を行っています。 まず，第1段階の対応として，個食品における代替食の提供です。 （例）・乳アレルギーの場合・（ムース→ゼリー） ・魚アレルギーの場合・（イワシフライ→鶏の唐揚げ） ・卵アレルギーの場合・（オムレツ→がんもどき） 第2段階として，調理の最後に加える食品がアレルギーである場合にのみ，それを除いた除去食を提供してい

	ては、自校式給食のときは栄養士等の関わりがあるものの、センター方式になってからの対応が気になります。今後も安全でおいしい学校給食をお願いします。 4 何もないことが当たり前の事業ではありますが、工夫改善を重ねて、より良い運営をお願いします。安全・安心とコスト削減の両面を考えると困難なことは多いと思いますが、なくてはならない事業ですので、今後も今まで通りしっかりと取り組んでほしい。	ます。 (例) ・乳アレルギーの場合・ (スパゲティナポリタン→チーズなしのナポリタン) ・卵アレルギーの場合・ (かきたま汁→すまし汁) ・イカ、エビアレルギーの場合・ (八宝菜→イカ、エビなしの八宝菜) 第3段階は、調理の最初あるいは途中の段階でアレルゲンである食品を除き調理した代替食や除去食の提供をしています。 (例) ・乳アレルギーの場合・ シチュー類→牛乳・生クリームなどの乳製品を除いた煮物にする 配食形態については、対象者毎に個別容器又は個別トレイに配食(配膳)し、誤食を防ぐために、容器は学校(園)名、クラス名、対象者名を明記したラベルの貼付をしています。受け取りにつきましては、学校の先生2人体制で受領し、担当の先生が直接対象の児童・生徒等に届けるようにしています。 予防につきましては、「原因となる食物を摂取しないこと」が一番ですが、万一症状が出た場合には、速やかに適切な対応を行うことが重要となり、アナフィラキシーショックを起こしうる児童等については、特に配慮が必要です。そのためにも、学校、園において、学校長、担任、保健主任、給食担当教諭、養護教諭はもちろん、全職員が食物アレルギーに関する共通の認識や情報を持ち、適切に対応できるよう努めています。 安心・安全な給食の提供は、当たり前の事ですが、コスト面については、予防保全型維持管理の取組を行うことで、施設設備の耐用年数を延ばし、長寿命化を図って行きたいと思います。
--	---	---

《事務事業評価シート》

◎ 事務事業の位置付け					(評価年月:令和元年5月)	
事業項目 (事務事業名)	文化財保護の普及・啓発活動の推進 (顚娃城跡見学と長崎展望台散策バスツアー)				作成部署	文化財課 文化財係
					担当者名	新地 浩一郎
事業の根拠	☐ 法令	☐ 条例・規則	☐ 要綱・要領	☐ 計画	☒ その他	連絡先 内線 5244
根拠法令等の名称	文化財保護法, 南九州市文化財保護条例					
事業の分類	☐ ソフト事業(義務) ☒ ソフト事業(任意) ☐ 施設維持管理事業 ☐ 調査・計画策定事業 ☐ 補助金・負担金事業(ソフト事業) ☐ 内部管理事務 ☐ 施設など建設・整備事業 ☐ 施設など整備事業(補助金・負担金)					
教育行政上の 位置付け	重点施策	文化財の保存と活用				
	主要事業	文化財等活用整備事業				
事業開始年度	平成30年度			事業終了予定年度	平成31年度	
1 事務事業の実施(Do)						
目的 (ここから成果指標を導き出す)	・対象(誰を, 何を対象に事業を実施するのか)					
	南九州市民(顚娃地区)					
	・意図(対象をどのような状態にしたいのか)					
	顚娃城跡の環境整備を行うとともに, 市民へ地域の文化財の周知を図る。					
手段 (ここから活動指標を導き出す)	・どのような活動をするのか(教育委員会が行う事務事業の具体的な実施内容)					
	顚娃城跡パンフレット作成 顚娃城跡説明板設置 顚娃城跡見学と長崎展望台散策バスツアーの実施					
指標	活動指標 (活動評価項目)	顚娃城跡及び避難所として整備された長崎展望台を活用したバスツアーを実施する。				
	成果指標 (成果評価項目)	顚娃城跡の環境整備とバスツアーを実施することにより, 市民への顚娃城跡の認知度を高め, その他の文化財への興味関心, 郷土愛の醸成に寄与する。				
今後の活動展開 及び波及効果		現地に新たな説明板を設置し, パンフレットを作成した上でバスツアーを実施したことにより, 参加者の顚娃城跡をはじめとした地域の指定文化財への理解が深まった。				
事業費 (千円)	平成28年度 (決算額)	平成29年度 (決算額)		平成30年度 (当初予算額 繰越含む)		
	0	align="center">0		align="center">661		

《事務事業評価シート》

2 事務事業の評価(Check)

(1) 妥当性: 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か, 市が関与しなければならないか

☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	義務的要素 (事務事業の実施について市に判断の余地があるか) ☒ 全部 ☐ 一部 ☐ 無し	近年, 文化財行政では保護に加え活用が重視されている。指定文化財を地域資源としてとらえ, 市民にその価値を周知することで郷土学習の教材や観光資源としての活用がなされ, 郷土愛の醸成, 文化財愛護思想の普及につながる。

(2) 効率性: 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られたか, コストを下げる工夫をしたか

☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	コストの削減余地は? ☐ 削減余地ある ☐ ある程度ある ☒ 削減余地はない	募集時期を早めに設定することで参加人数を把握し適切な乗員数のバスを手配し賃借料を抑えた。 当日の運営及び現地での講師を文化財課職員が務め, 振替休日に対応した事で人件費を抑えた。

(3) 有効性: 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか, 手段(実施方法)は有効か

☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	(1) 判断の理由・根拠	(2) 判断の理由・根拠
	成果指標値の達成状況 ☒ 達成 ☐ ほぼ達成 ☐ 下回る	募集人員30名に対して, 参加者30名であった。 新たに整備した説明板やパンフレットを用いて説明を行った事で頼娃城跡に関する参加者の理解が深まった。また現地で文化財課職員が分散して説明を行った事で, 細かい説明と質疑応答ができた。 バス移動と10~20分ほどの徒歩と組み合わせた事で, 目的の指定文化財だけでなく, 海岸線や矢筈岳・開聞岳などの風景や植物の観察も行えた。参加者からは地域の魅力を再発見できたと好評であり, 次回開催を望む声が多かった。

3 事務事業の改革・改善の方向性(Action)

一次評価	評価者(担当課長): 朝隈 克博	
	①今後の改革・改善の方向性	②左記の方向付けの理由
	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止	次世代に継承すべき文化財を保存するとともに, 文化財を活用した学習の場の提供に努める。 また, 観光部局等と連携を図り, 文化財を生かした地域づくりの促進に努める必要がある。
	③改革・改善の内容 各種文化財保存管理事業の継続 ・山城散策ツアーの実施及び案内板等設置(頼娃地区) ・鹿児島県金山交流会の実施【金山水車(轟製錬所)】	
評価委員の意見・提言		別紙のとおり

二次評価	評価者: 教育委員会	
	①二次評価の結果	②今後の改革・改善の方向性
	(1) 妥当性: ☒ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 課題有り (2) 効率性: ☒ 効率的 ☐ 概ね効率的 ☐ 課題有り (3) 有効性: ☒ 有効 ☐ 概ね有効 ☐ 課題有り	☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ☐ 休止 ☐ 廃止
	③上記の方向付けの理由と改革・改善の内容(一次評価と違う部分)	

事務事業名	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
文化財保護の普及・啓発活動の推進	1 鹿児島県民は文化・文化財にあまりお金を使わないように感じます。県立美術館がないのもその為でしょうか。「文化・文化財に力を入れない市町村は衰退する」と言った学者もいるようです。南九州市は伝統的文化財を積極的に保存してきました。城跡も多く古の人々の思いが伝わってきます。素人にとっては専門家の楽しく詳しい説明が欠かせません。パネルやクイズを交えて参加者を満足させる事業を行うことで、参加者を増やしていくことはできると思います。行政の行う事業ですが『D J ポリス』のように聞く側の立場に立って名物になるような語り手を育てていただければありがたいです。 2 地域の文化財を見学することは、住民に地域文化への誇りや自信を持たせ、その地域で生活することの存在意義を高める観点からも大変重要であると思います。パンフレットの作成は大きな意義があったと思います。市内には多くの文化財があるので、どういう順番で、どのような形態で紹介していくのか、どこのパンフレットを作るのかなど多くの検討事項があるかと思いますが、より多くの文化財に接する機会を作ってほしいと思います。 3 次世代に継承すべき文化財を保存するためには、学習する場の提供がとても重要であると考えます。観光部局等との連携だけでなく、様々な関係団体との連携も考	市内の文化財を次代へ引き継ぎ、特色ある豊かな文化の創造に役立てるために、歴史的文化遺産や伝統文化の調査、記録、指定等を適切に行いながらその保存活用を図ってまいります。 また、文化財をまちづくりや観光資源に活かしつつ、その継承に取り組んでいきたいと思ひます。 文化財等のガイドの人材育成については、現在の観光ボランティアガイドについて、関係課と連携を図りながら育成に努めてまいります。 指定文化財については、マップを作成しており、ミュージアム知覧での販売や各小・中学校や公民館に配布しております。 また、指定文化財以外の文化財も含めた3地域（頰娃・知覧・川辺）ごとのガイドブックも作成し販売しております。 個々の文化財に関するパンフレットについては、すでに作成し現地に設置しているものもありますが、今後も必要に応じ、作成・配布していきたいと考えます。 今後も、地域の文化財を知ってもらう機会を多く設けるように努めたいと思ひます。 文化財の保存・保護等に関する普及・啓発活動は、こども学芸員活動や教職員等の研修や高齢者クラブ、民生委員・児童委員協議会等への出前講座や図書館での歴史講話等を年間通じて実施しています。

	えていく必要があるのではないで しょうか。南九州市の広報をする （パンフレットを作成）。学校や PTAとの連携（次世代への継 承）。地区公民館との連携など考 えてみてはいかがでしょうか。 4 市内の歴史を学ぶことに併せ て説明板を設置した場所には、定 期的に見学を行い、周知を図るこ とが大切であると考えます。 5 募集人員30名に対して、30名 の参加者を得たことは評価でき る。 6 パンフレット配布の資料代程 度は、参加者から徴収してもいい のではないかと。また、市作成の文 化財ポケットブックを紹介販売し たり、ポケットブックにつながる 企画があると良いと考えます。	地域にある文化財を次代へ引き継ぐために、 様々な団体等との係を回りながら、地域の文化 財を知る機会を設ける取組みを検討してまいりま す。 説明板や誘導サインの設置・取替も計画的に進 める一方、多くの方にその文化財に対する興味・ 関心を持ってもらう場の提供を検討していきま す。 今後も多くの方々の参加できるような事業を検討 し実施したいと思います。 これまで、イベント、ワークショップ等で配布 する資料代は徴収しておりません。今後も徴収す ることは考えておりません。 市作成の「文化財ガイドブック」については、 「文化財めぐり」等の事業実施の際、ガイドブッ クの紹介・販売を実施しております。
--	---	---

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱

平成21年 2 月 17 日
教育委員会告示第 3 号

(設置)

第1条 南九州市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うにあたり、透明性及び客観性を確保するため、南九州市教育委員会教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の視点から評価を行い、教育委員会に評価結果を報告する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員

【任期】 1 年 自 令和元年 5 月 28 日
至 令和 2 年 3 月 31 日

職 名	氏 名	備 考
委 員	大山 尚人	川辺高等学校校長
委 員	青矢 順子	南九州市子ども会育成連絡協議会代表
委 員	内匠 剛	南九州市スポーツ推進委員
委 員	齋藤 博	南九州市集落支援員（元小学校校長）
委 員	山崎 貴美子	川辺中学校学校評議員

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年 6 月 30 日制定 法律第 162 号）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当っては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。